

令和5年度 西会津町地域おこし協力隊募集要項（移住・定住分野）

令和5年5月1日

福島県西会津町

1 募集概要

西会津町では、外部からの人材を積極的に誘致し、誘致した人材の定住・定着を図るとともに町外からの視点や情報発信力、独自の技術や技法を活かして地域活性化を先導していただくために、地域おこし協力隊を募集しています。

今回、令和5年度より新たに「移住・定住」を担当する地域おこし協力隊を募集します。

2 名称、採用予定数及び業務内容

(1) 名称

西会津町地域おこし協力隊

(2) 身分等

会計年度任用職員（フルタイム）として町長より委嘱します。

地方公務員法の規定が適用されるほか、報酬や社会保険料などの取扱いも会計年度任用職員に準じます。

(3) 採用予定数及び業務内容

町会計年度任用職員として、町がお任せする業務に取り組みつつ、ご自身のアイデアで地域活性化を先導していただきます。ご自身の業務と絡めて定住に結びつくような活動も行っていただきます。

業務内容は以下のとおりです。

◎移住・定住（採用予定数：1名程度）

採用目的：人口減少に歯止めがかからない中、町では「移住・定住の促進」を重要施策として位置づけ、移住窓口体制をさらに強化することとしている。移住・定住総合支援センターの現在の対応は直接問い合わせがあった方や実際に町を訪れた方など、すでに「移住を決断している層」への対応が主となっている。コロナ禍を機にテレワークやワーケーション等も含めた移住ライト層が増加していることを踏まえ、そういった層に町の魅力や移住のメリットを能動的に発信し関係人口から移住に結び付けていくことが必要である。若者世代と同じ目線で柔軟な発想力と行動力を持つ外部人材を登用し、町内事情に精通する町職員や移住コーディネーターと連携した施策を展開するため。

業務内容：《優先すべき業務》

- ・ Web、SNS、パンフレット等による情報発信
- ・ お試し移住ツアー等の企画運営
- ・ 移住後の移住者フォローアップ体制づくり

《積極的に取り組んでほしい業務》

- ・移住相談受付
- ・空き家、賃貸アパート情報管理（情報収集、物件調査、売買・賃貸相談、情報提供等）
- ・おためし移住住宅入居者支援（施設管理、オリエンテーション、地域活動等支援）

《余裕があれば取り組んでほしい業務》

- ・宅地建物取引に関する資格の取得
- ・移住希望者と行政、団体、地域をつなぐ中間支援組織の立ち上げ

※その他に最低限の事務処理として以下のような業務を行う。

（月次報告書の作成、活動費の請求及び精算、休暇・時間外勤務の申請、出張申請・報告書作成、町担当等との定期面談、毎月の協力隊全体ミーティングへの参加など）

活動目標：都市部等の潜在的移住者層へのアプローチによる関係人口の拡大及び移住者目線での受け入れ体制づくりを行い、移住者の増につなげる。

※町の数値目標：20～40代の移住者（組） 年間15組

3 勤務条件

(1) 任用開始時期

令和5年7月1日以降

※最も早い場合であり、個別の事情に応じて採用時期の調整は可能です。

※地域おこし協力隊の委嘱は年度単位になりますが、町が認めた場合は最初の委嘱日から起算して最長3年まで延長が可能です。

(2) 報酬等

一律 月額 200,000円を支給します。

（ここから、源泉徴収及び社会保険料本人負担分が控除されます）

期末手当 年2回（6月・12月）

想定年収 約 2,900,000円 程度

(3) 勤務先

（平日） 西会津町役場商工観光課 又は にぎわい番所ぷらっと

（土日祝） にぎわい番所ぷらっと

(4) 勤務日

原則として、土日祝日を含む週5日間の勤務となります。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）は勤務を要しないものとなります。

週5日を超えて出勤した場合は休日を振り替えるものとします。

※平日の勤務日については採用内定後に町と協議のうえ決定とします。

(5) 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分までとします。（休憩1時間）

ただし、イベント出展や移住希望者の対応等がある場合はこの限りではありません

ん。

勤務時間を超過する場合は、勤務時間を振り替えるものとします。

(6) その他

年次有給休暇、夏季休暇等があります。

健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

住宅の借り上げ料については、活動費の中から拠出することが可能です。

赴任旅費(赴任にかかる引っ越し費用)を町規定により支給します。(上限額72,000円)

自家用車使用による町外への出張費用の弁償をします。(1kmあたり25円)

副業については、取り組む業務に係るもの、又は定住に必要なものであれば事前の申請を以って認めるものとします。ただし、社会通念上相応しくないと判断されたものや公序良俗に反するものはこの限りではありません。

4 応募及び採用

(1) 応募期間

令和5年5月1日 から 令和6年3月31日まで (書類必着)

※ただし、応募があり次第順次選考を実施し採用内定者が発生した場合は募集を切り上げる場合があります。予めご承知おきください。

(2) 応募要件

次の要件のいずれにも該当する方のみ応募可能です。(学歴・性別は問いません)

《要件》

(ア) 西会津町の振興・活性化に強い志を持ち、委嘱日時点で年齢25歳以上の心身ともに壮健な者

(イ) 3大都市圏内の都市地域(※1)又は地方都市(条件不利地域(※2)を除く)に居住する者で、採用後、(※3)勤務地に住民登録し、生活の拠点を移すことが可能な者

※1 「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※2 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかに該当する地域とする。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法に指定された地域。

※3 採用日前に町に住所登録をした者は対象外となります。

(ウ) 普通自動車免許を有する又は委嘱日までに取得予定であり、県内及び近隣県への運転業務に支障がない者

※町内での生活や移動手段として自家用車は必要不可欠です。

(エ) ワード、エクセル、パワーポイントなどパソコンの基本的な操作、ホームページやSNSによる情報発信(テキスト作成・写真撮影を含む)ができる者

(オ) 地方公務員法第16条に規定する職員の欠格条項に該当しない者

(カ) 2年以上の社会人経験を有する者。(新規学卒者は不可)

※社会人経験は正社員・正規職員、アルバイト・パートタイム等問わず

(3) 応募方法

採用を希望される方は、「西会津町地域おこし協力隊応募用紙」を添えて(5)の申込先にメールにてデータ送付しお申し込みください。

提出いただいた履歴書に記載された個人情報[※]は厳重に管理し、選考目的以外には利用いたしません。

(4) 選考方法

書類選考及び面接選考を行います。

(ア) 書類選考(一次選考)

応募用紙に記載された内容をもとに選考を行います。

書類選考時に必要に応じて連絡をさせていただく場合があります。

書類が届き次第、2週間以内にこちらから選考の進捗状況についてお知らせさせていただきます。

結果は、応募用紙に記載された現住所へ郵送により本人宛て書面でお知らせします。

(イ) 面接(二次選考)

書類選考の合格者に対し、面接を実施します。(オンラインの場合有り)

日時、場所等については、前記(ア)の書類選考の結果通知に併せてお知らせします。

採否は面接から1週間程度を目安に、履歴書に記載された現住所(別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先)へ郵送により本人宛て書面でお知らせします。

(ウ) その他

前記(ア)及び(イ)の結果等に対する問い合わせ等は、一切受け付けません。

選考の進捗状況等に関しては、(5)までお問い合わせください。

前記(ア)及び(イ)につきまして、書面にて結果を送付する際に一度電話又はメールにて連絡をさせていただきます。

(5) お問い合わせ・お申し込み先

〒969-4495

福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308番地

西会津町役場 商工観光課 西会津のある暮らし相談室(担当:秦)

TEL 0241-45-2213

FAX 0241-45-2241

Email / iju@town.nishiaizu.fukushima.jp